

井原市販路開拓・販売促進支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症）の影響により売上が減少した市内の事業者で、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな取組として、販路開拓や販売促進を行う者に対し、予算の範囲内において井原市販路開拓・販売促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、売上の減少要件を満たし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）で、法人にあっては市内に本店を有するものとし、個人事業主にあっては、市内に住所及び有人の事業所を有し、収入の2分の1以上が事業に係る収入であるもの
- (2) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不適当と認める者でないもの
- (3) 市税を滞納していない者

2 前項の売上の減少要件とは、次のいずれかに該当することをいう。

- (1) 令和2年2月以降のいずれかの月の売上が前年同月比で10分の2以上減少していること。
- (2) 令和2年2月以降の連続する3月の売上の平均額と前年同期の売上の平均額を比較して、減少していること。
- (3) 前年との比較ができない新規事業者においては、令和2年2月以降のいずれかの月において、2月以上事業に係る支出が収入を上回っていること。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付対象は、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな取組に係る経費（以下「補助対象経費」という。）とし、補助率及び補助金の限度額は、別表のとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

2 他の団体又は他の制度による市からの助成を受けている事業は、対象外とする。

3 補助金の交付は、一補助対象者について1回限りとする。

4 補助の対象となる機器購入費の単価は、1,000円以上、500,000円以下とし、汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できないものは、補助対象外とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、井原市販路開拓・販売促進支援事業補助金交付申請書（様式第1号-1、様式第1号-2）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて令和3年1月29日までに市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第2項第1号又は同項第2号に掲げる減少要件を満たす申請者 次に掲げるアからカの全て

ア 事業計画書（様式第2号）

イ 設備及び積算内容が確認できる書類（見積書の写し、カタログ等）

ウ 第3条第2項に規定する売上の減少要件を満たすことが確認できる書類（月額の上一覧表、損益計算書、試算表などの帳簿又は台帳の写し等）

エ 市内に本店又は事業所があることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、開業届等）

オ 市税完納証明書

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 第3条第2項第3号に掲げる減少要件を満たす申請者 次に掲げるアからカの全て

ア 事業計画書（様式第2号）

イ 設備及び積算内容が確認できる書類（見積書の写し、カタログ等）

ウ 第3条第2項に規定する売上の減少要件を満たすことが確認できる書類（月額の上一覧表、損益計算書、試算表などの帳簿又は台帳の写し等）

エ 市内に本店又は事業所があることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、開業届等）

オ 市税完納証明書

カ その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、井原市販路開拓・販売促進支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不交付と決定したときは、井原市販路開拓・販売促進支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（概算払）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定額を限度として概算払することができる。

2 前条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が前項の規定による概算払を受けようとするときは、井原市販路開拓・販売促進支援事業補助金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業完了後、令和3年3月1日までに井原市販路開拓・販売促進支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 経費内訳及び積算内容を確認できる書類（請求明細書の写し等）
- (2) 補助対象経費の支払を証明できる書類（領収書の写し等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による報告を受領したときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金額を確定し、井原市販路開拓・販売促進支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第9条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、井原市販路開拓・販売促進支援事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。ただし、第6条の規定に基づき概算払を行っている場合は、補助金を精算するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者へ当該取消しに係る補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産処分制限）

第12条 補助事業者は、この補助事業により取得した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、事前に市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認した当該財産の処分により収入があったときは、補助事業者に対し、その全部又は一部を市に納付させることができる。

3 前2項の規定は、交付の決定及び交付額の確定を受けた年度の終了後から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間において適用する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行し、同年4月1日以後に実施する事業について適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定による失効前のこの要綱の規定により交付された補助金に係る第10条から第12条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 (第3条関係)

項目		内容
補助対象経費	手数料等	<ul style="list-style-type: none">・新たな販路開拓に関わるインターネット販売サイト登録料及び令和2年4月から令和3年2月末までの利用料・キャッシュレス決済導入に係る令和2年4月から令和3年2月末までの機器等使用料
	機器購入費	<ul style="list-style-type: none">・新たな販売形態実施に向けた機器、備品・移動販売、個別配達のための自動車、自動二輪車又は原動機付自転車の改造費（車両本体の購入を除く。）・キャッシュレス決済導入に係る機器
	委託費	<ul style="list-style-type: none">・自社ホームページの開設、改修等・外国語に対応したネット通販サイト整備のための翻訳料等
	広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none">・本事業に直接必要となる新聞（チラシの新聞への折込代を含む。）、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等の広報媒体を活用した宣伝に要する経費・ネット通販サイト等への商品情報掲載、展示会への出店等・ノベルティ、サンプル品の作成
補助率	3分の2以内（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	
補助限度額	上限額：1事業者500,000円、下限額：1事業者100,000円	